

鳴門ワカメはじめ相次ぐ産地偽装の再発防止へ 業者まかせでなく、行政が責任を持って監視を



発行
県議会議員
扶川敦
徳島県板野郡
板野町犬伏字
大坪 78-1
Tel 672-5875
2010年
9月5日付

業者任せでは解決しない

徳島県の特産物である鳴門ワカメの産地偽装問題は、2008年1月、2009年7月と続いて発覚しました。さらに今年7月、ワカメ販売大手の理研ビタミンの商品「ふえりわかめちゃん鳴門」に中国産が混入し、同社が製品を回収するというニュースが流れました。3年連続で問題

がおきたのです。こうした産地偽装による最大の被害者は、言うまでもなく消費者です。「地元の方々

が安全でおいしいワカメが安全でおいしいワカメと判断して購入した消費者は、偽装表示により、安い中国産を本来より高く買わされたことになりま

県知事も安心宣言の責任者

のは、見かけが変わらなければ、偽装によって安いものを高く売ってたくさん儲けられるという悪魔の誘惑に負けてしまうからでしょう。それを業者の心が

けの問題だけに済ませているのでは、絶対に解決しないことは、全国各地で実にたくさん品目が偽装され摘発されてきたことから明らかです。したがって、きちんとした監視システムを作ってこなかった行政にも、大きな責任があるのです。

県下では、08年の13社にのぼるワカメ偽装発覚後、ワカメ加工業者と生産者の団体が法令順守をうたった協定を結び、調印に飯

食品の偽装発覚後は、まじめに生産している生産者やまじめに加工している業者も、売り上げが落ちて被害を受けま

泉県知事が立ち会って「安全・安心宣言」を出し、県費を使った新聞広告も出しました。ところが、翌年1

の立ち入り検査でなぜマルナガ水産の偽装がわからなかったのか。②「安心・安全宣言」に協力し結果として消費者を欺いてしまった県の責任をどう感じるのか。③県としてどのように再発防止に取り組むのか。の3点を委員会で追及しました。

これはたいして県の答弁は、①08年当時マルナガ水産の検査もおこなったが当時は同社の書類が不備で偽装を発見できなかった

②業者に責任がある③小売店で売られている製品について「科

なぜ偽装が再発したのか、県の責任と再発防止策を質問

私は08年の「安全・安心宣言」直後から、

防ぐ具体的な監視と検査体制が必要」だと指摘して

県議会本会議で「業者のモラルに頼るだけではだめだ。偽装表示を

さらに今年6月議会

が後をたたない

で私は、

(裏面に続きます)

徳島県下で相次いだ産地偽装

- 08年1月ワカメ産地偽装 県下13加工業者
- 08年3月ウナギ産地偽装 魚秀
- 09年7月ワカメ産地偽装 マルナガ水産
- 09年3月タケノコ産地偽装 新生食品
- 09年3月ハマグリ産地偽装
- 09年4月、5月ウナギ偽装 丸源、アオキ、タカラ
- 10年5月米、青果物の偽装 JAコープ食品
- 10年7月ワカメ産地偽装 理研ビタミンが混入発表

学的な分析」をおこないい、偽装の疑いがあるば立ち入り検査する・という趣旨でした。私は、自らの責任を認めない県の姿勢を厳しく批判するとともに、

①立ち入り検査の有効性を担保するため、書類保存については業者の「努力義務」でなく「義務」にせよ

②科学的な分析は年間60検体しか予定されておらず、しかもワカメだけをやるのではないのだから、あまりにも少ない。検体数を増やし検査結果は公表せよ。・と追及しました。

県と業界が協力して抜き打ち立ち入り検査を制度化すべき 宮城県にならった「Gメン制度」導入を提案

現在JAS法では、書類の保存は努力義務でしかありません。法の不備については、政府の責任が問われま

す。県もこの問題点は認め、私は国に意見をあげるよう求めました。

一方県からは結局、検体数を増やすという

答弁はなく、検査結果の公表についても「違反の蓋然性が高いと判断された」ときのみおこなうという消極姿勢

このあと私は、宮城県で行われている「オイスターGメン」制度(左下図)のようなものを導入してはどうかと県に提言しました。

宮城県の制度は、「宮城県産食品適正表示協会制度」と名付けられています。同制度は、あらかじめ業者側が入り調査にきていた

不十分な徳島県の監視体制

県の科学的分析は年間60検体で、県外の民間機関に依頼する。その予算は157万5千円。いろいろな食品について実施し、分析によって疑義が生じたときのみ立ち入り検査をする。そういう姿勢です。しかし、県内の食品偽装はワカメだけでなく米やタケノコでも発覚しました。他にないとはとうてい言えません。県が打ち出した対応だけで十分なわけがありません。

対策強化を県議団で申し入れ

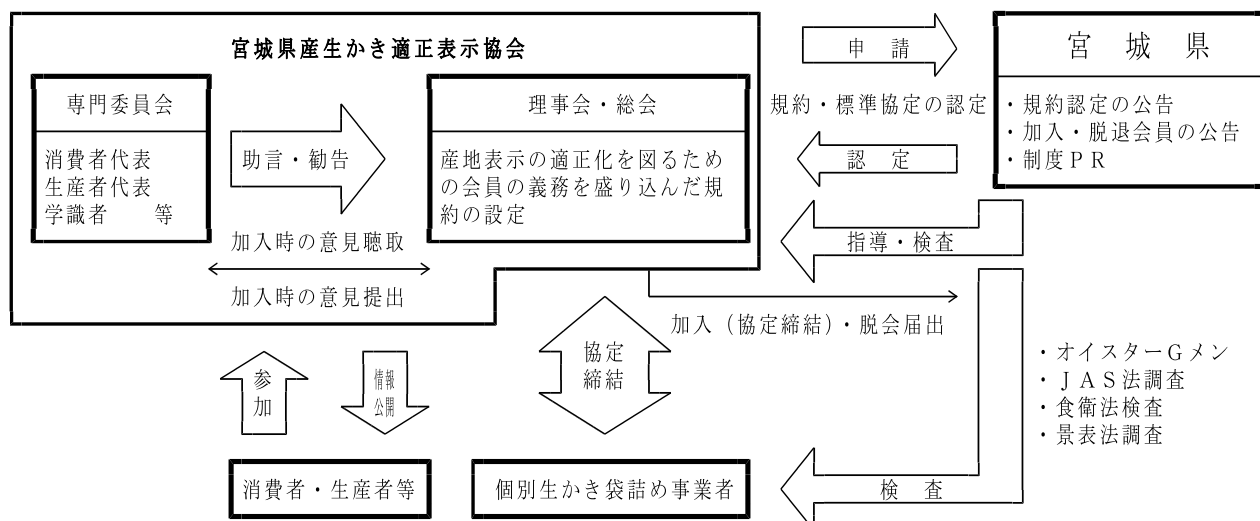
私たち日本共産党県議団は、7月26日県にたいして「鳴門わかめ産地偽装再発防止対策の強化を求める申し入れ」を行いました。

②「徳島県食の安全安心推進条例」を、罰則強化も含めて、より実効あるものに改めること。

その要求内容は、6月議会の委員会で私が取り上げた内容をふまえたものです。今回の理研ビタミンの事案について徹底した真相・原因究明をおこなうこととあわせて、

③「JAS法に基づく食品表示違反等に係わる指示および指導並びに公表に関する」指針については、書類の保存を「努力義務」から「義務」にあらため、宮城県のように書類保存の有無も含めて検査結果を公表できるようにすること。

宮城県産食品適正表示協会 制度の仕組み (宮城県HPより)



⑤科学的手法による検査については、検査の量を増やし、結果公表もおこなうこと。⑥

自前の検査機器を整備すること。・・・の6点です。今後も食品偽装・産地偽装防止にむけた取り組みを、強く県に要求してまいります。*「科学的手法」とは、DNA分析や、産地によって違う炭素・窒素・酸素などの「安定同位体比」分析で、産地の特定をする手法をいいます。